

# 山口県指定文化財保護事業に伴う防府市補助金交付要綱

平成11年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づく文化財保護事業のうち条例の規定に基づき県の補助対象とされた事業（以下、「県費補助対象事業」という。）に係る防府市補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、文化財保護事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、県費補助対象事業の対象とされた文化財（以下「文化財」という。）の管理及び修理に多額の経費を要するため、当該文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、県費補助対象事業費から県費補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

(その他)

第4条 前3条に定めるものを除くほか、補助金の交付申請その他の事務及び取扱いについては、防府市文化財保護事業補助金交付規則（昭和42年防府市規則第36号）の規定により交付される補助金に係る事務及び取扱いの例による。

2 この要綱に定めるもののほか、県費補助対象事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。